

山形県建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事関連業務委託の発注において、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(落札決定の保留時における対応)

第2条 入札執行者は、要綱第3条の規定により落札決定を保留するときは、全ての入札参加者に対してその旨を通知し、開札を終了する。

2 前項の通知には、調査基準価格を下回る価格で入札を行った全ての入札者から開札日より起算して2日以内に積算内訳書の提出を求めることを記載する。

3 入札執行者は、前項により入札者から提出された積算内訳書に基づき、要綱第4条第1項の確認を失格数値基準判定表（様式第1号）により行うものとする。

4 入札執行者は、前項の確認の結果、失格基準に該当しない者のうちに最低価格入札者（総合評価落札方式による入札にあっては、最も評価値の高い者。）があるときは、調査基準価格を下回る価格の入札者のうち失格基準に該当しない全ての者に対し、次の事項を低入札価格調査実施通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(1) 低入札価格調査制度に基づく調査対象となること。

(2) 落札決定を受けるためには調査に応じなければならないこと。

(3) 履行能力調査票（様式第3号）を通知日から起算して5日以内に提出しなければならないこと。

(4) 調査は当該業務委託を所管する課長（以下「所管課長」という。）が所管すること。

5 入札執行者は、開札終了後直ちに所管課長に調査基準価格を下回る価格の入札のあったことを報告し、入札状況を記載した書面及び第2項の積算内訳書を提供する。

(低入札価格調査の内容)

第3条 所管課長は、調査基準価格を下回る価格で入札した入札者のうち要綱第5条及び要綱第7条第3項により調査を行うこととされた者（以下「対象者」という。）について、要綱第5条各号に該当するか否かを判断するため、次に掲げる事項について調査を行う。

(1) 入札価格の積算内容の妥当性

イ 積算内訳の確認

ロ 違算の有無

ハ 直接人件費及び工数の妥当性

ニ 発注業務仕様（県積算）との整合性

ホ 業務計画書との整合性

(2) 業務計画等の妥当性

イ 業務計画書の妥当性（発注業務仕様との整合性）

ロ 担当技術者の妥当性

(イ) 担当技術者の資格及び経験の適合性

(ロ) 担当技術者の業務実施能力

- ハ 従業員配置計画の妥当性
 - ニ 外注計画の妥当性
- (3) その他の履行能力
- イ 業務履行実績
 - ロ 信用状況
- (4) その他必要な事項

(低入札価格調査報告書の作成)

- 第4条** 所管課長は、要綱第5条の対象者に対しては履行能力調査票の提出後、要綱第7条第3項の対象者に対しては要綱第6条第2項の審議終了後、いずれもおおむね7日以内にヒアリングを実施する。ヒアリングの実施に際しては、あらかじめヒアリング実施通知書（様式第4号）により、日時、場所、必要書類等を対象者に通知するものとする。
- 2 所管課長は、対象者から提出された資料及び前項のヒアリングの結果をもとに低入札価格調査報告書（様式第5号）を作成する。この場合において、対象者が調査に応じないとき、対象者が十分な資料を提出しないとき又は対象者の資料提出が期限に遅れたときは、低入札価格調査報告書にこの旨を記載しなければならない。
- 3 所管課長は、調査途中で対象者が失格基準に該当することが明白になった場合、履行能力調査票の徴取及びヒアリング調査を省略することができる。

(数値的判断における失格基準)

- 第5条** 要綱第4条第1項の失格基準については、業務の種類ごとに、対象者の積算内訳書において計上されている次に掲げる各経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合とする。
- (1) 測量業務
- イ 直接測量費 80パーセント
 - ロ 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額 50パーセント
 - ハ 測量調査費 80パーセント
- (2) 地質調査業務
- イ 直接調査費 75パーセント
 - ロ 間接調査費 75パーセント
 - ハ 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 50パーセント
 - ニ 解析等調査業務費が含まれる場合は、次号を適用する。
- (3) 土木コンサルタント
- イ 直接人件費 90パーセント
 - ロ 直接経費 90パーセント
 - ハ その他原価 90パーセント
 - ニ 一般管理費等 30パーセント
- (4) 建築コンサルタント（工事監理業務を含む。）
- イ 直接人件費と特別経費の合計額 90パーセント
 - ロ 技術経費 60パーセント
 - ハ 諸経費相当額 60パーセント
- (5) 補償関係コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）

- イ 直接人件費 90パーセント
- ロ 直接経費 90パーセント
- ハ その他原価 90パーセント
- ニ 一般管理費等 30パーセント

(6) 建設工事の積算基準を準用する業務委託

- イ 直接作業費 75パーセント
- ロ 共通仮設費相当額 75パーセント
- ハ 現場管理費相当額 75パーセント
- ニ 一般管理費等 50パーセント

2 要綱第14条第2項により調査基準価格を算定した場合の前項第3号及び第5号に定める失格基準は次のとおりとする。

- (1) 直接業務費 90パーセント
- (2) 技術経費 60パーセント
- (3) 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 60パーセント

(低入札価格調査における失格基準)

第6条 公正入札調査委員会は、要綱第6条第1項に基づいて付議されたものが次の各号のいずれかに該当するときは、対象者を落札者とししないものとする。

- (1) 対象者が調査に応じないとき又は調査資料を指定期日までに提出しないとき。
- (2) 対象者に契約の意思がないことを確認したとき。
- (3) 対象者が入札金額の範囲内で適正な業務の履行が確保できることを証明できないとき。
- (4) 業務の履行に必要な経費が入札金額を超えるとき。
- (5) 対象者が次のいずれかに該当するとき。

イ 調査実施年度及びそれ以前の過去2年度に山形県が発注した建設工事関連業務委託において、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約した業務について、成績評定点が70点未満のものがあるとき。

ロ 山形県が発注した建設工事関連業務委託のうちに、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約し、開札日現在履行中のものがあるとき。

ハ その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

(低入札価格調査制度対象業務委託の予定価格書)

第7条 低入札価格調査制度対象業務委託における予定価格書の様式は別記様式第6号による。

(落札決定の通知)

第8条 要綱第7条第4項の落札決定通知は別記様式第7号により行うものとする。

(調査結果の公表)

第9条 山形県入札・契約に係る情報の公表に関する実施要領（平成16年4月1日付け建企第28号、出総第23号）における低入札価格調査制度で最低価格者を落札者とせず、次順位者を落札者とした場合における当該理由及び調査概要の公表は別記様式第8号により行うものとする。

(調査結果の報告)

第10条 要綱第16条に基づく報告は、要綱第4条第1項の確認を行った場合は、失格数値基準判定表（様式第1号）を送付することにより行うものとする。また、要綱第6条第2項の審議を行った場合は、失格数値基準判定表（様式第1号）、履行能力調査票（様式第3号）、低入札価格調査報告書（様式第5号）、様式第8号を送付することにより行うものとする。

（契約締結における条件）

第11条 要綱第15条の2に基づいて契約条件を付す場合は、低入札価格調査対象業務委託における特約条項（様式第9号）によること。

（業務完了後における業務費用実績報告）

第12条 要綱第15条の2第3号に基づく報告は、業務費用実績報告書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 所管課長は、調査基準価格を下回る価格で契約した業務委託が完了する概ね2週間前までに業務費用実績報告書の提出について（様式第11号）により業務費用実績報告書の提出期限を通知するものとする。この場合、提出期限は原則として当該業務委託の完成検査の日とすること。
- 3 業務費用実績報告書の提出があった場合は、所管課長は、当該業務委託の完了後概ね1か月以内に、業務費用実績報告書及びその添付書類を県土整備部建設企画課に送付すること。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成20年6月30日以降に指名通知を行う案件から適用する。
- 2 改正後の第6条第5号のイの規定は、平成20年6月29日までに指名通知を行った案件については適用しない。

附 則

- 1 この要領の一部改正は、平成21年1月26日以降に指名通知を行う案件から適用する。
- 2 改正後の第6条第5号のロの規定は、平成21年1月25日までに指名通知を行った案件については適用しない。

附 則

この要領の一部改正は、平成21年6月1日以降に指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成23年5月1日以降に指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成24年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成25年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成28年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用する。